

ご安全にニュース

令和2年 冬号

編集 発行 株式会社安全サービスセンター
創刊 1980年(昭和55年)年4回 春・夏・秋・冬

facebook (会社) facebook.com/tsujianzen
facebook (個人) facebook.com/taro.tsuji2
Ameba (ブログ) ameblo.jp/anzenya/
twitter (ツイッター) twitter.com/tsujianzen

①	安全リーダーに感謝状 安全大好き. 家族大好き	(承認. 選択. 応援) (祈りの文化. 安全第一)
②	夕暮時. 早めのライトオン 愛知県交通安全協会	(日没1時間前からの点灯)
③	墜落. 転落事故の悲劇をなくそう フルハーネス墜落制止用器具の価値	
④	③ルールを理解 立場と責任. 建前と本音	(現場. 現物. 現実)
⑤	石綿(アスベスト)対策の規制 石綿の健康障害の予防	(令和3年4月 ~)
⑥	石綿作業者の健康. 安全特別教育	石綿障害予防規則 第27条1項
⑦	溶接ヒュームガス対策の法律改正 特殊健康診断. 溶接呼吸用マスクの着用	(令和2年4月22日 告示) (令和2年4月 1日 施行)



令和3年 年間標語のほり



STOP! 転倒災害



STOP転倒災害



働く人の生命を、守る。
労災死亡事故を、ゼロにする。
安全リーダーを、応援する。

＋ご安全に

みんなで、つくろう 安心・安全・信頼職場
職長教育、交通災害予防研修、KYリーダー研修
・職場に人の和 無災害の輪 ・みんなでやろう ほめさがし

安全協議会の設立・計画・運営の指導
社員研修・安全教育・安全大会の指導

(株)辻安全サービスセンター

所長 辻 宏夫

〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1

TEL 0567-52-3755

FAX 0567-52-3757

E-mail:t-anken@abelia.ocn.ne.jp

ご安全に

感謝状

安全リーダーに感謝します

今年もいろいろな事がありました

辛かったこともうれしかったことも

不安な時もやり遂げた喜びの

時も時の流れの中で生命の証と

なってゆきます

今日一日が無事で過せたことの感謝

明日も元気に働けることの喜び いのち 安心

して働ける職場と仲間達 いのち 生命を

守ってくれるリーダーがいることに私と

わたしの家族はあなたに心から

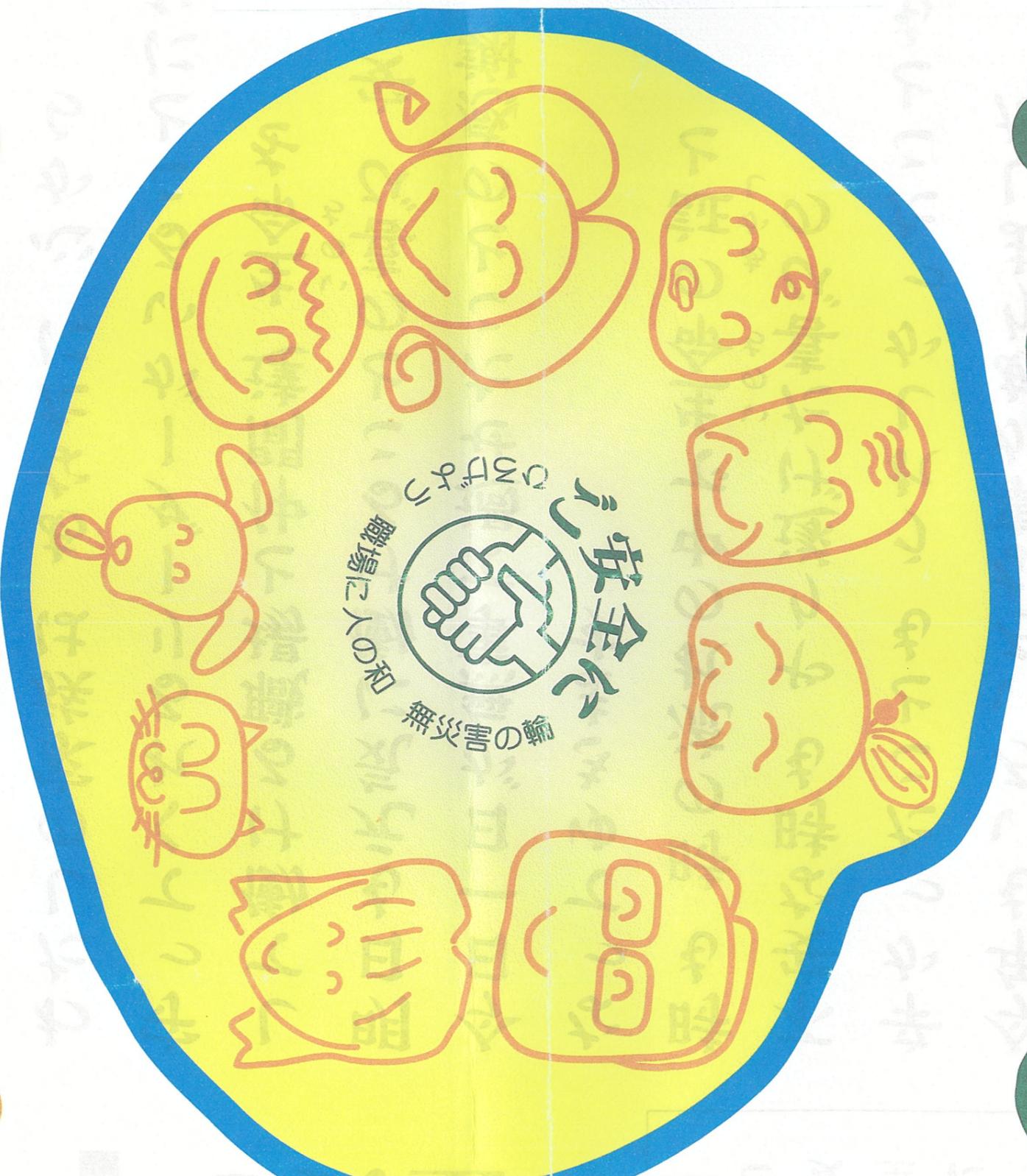
感謝しています ありがとう。

令和二年一月一日

作業者一同

見過ごさないで 職場の危険
小さな改善 大きな安全

安全大好き



安全が第一

健康が第一

安全大好き

ひろげよう 職場に人の和 無災害の輪



Human Potential Movement
安全協会のプラソニソグから目標達成まで
安全用品・保護具・標識・防火機材の開発
株式会社 辻安全サービスマー
〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL (0567) 52-3755 FAX (0567) 52-3757

4時から点灯の推進!

ライトオン運動

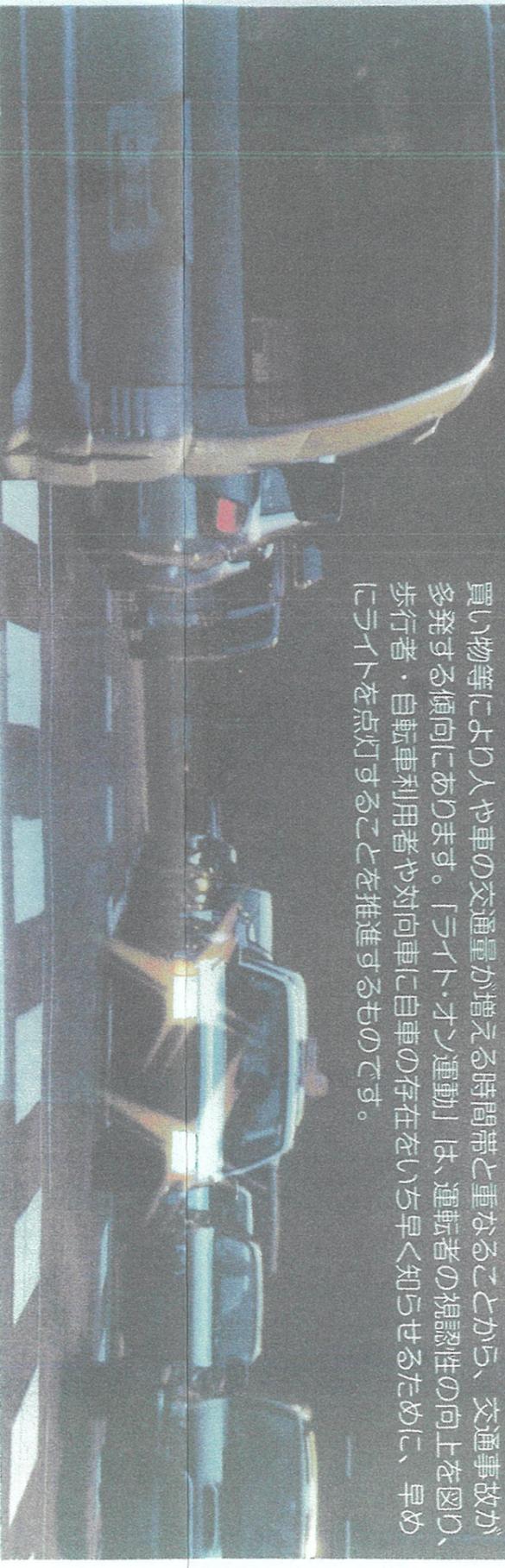
夕暮れ時の前照灯早め点灯運動

-  薄暮時の事故防止に効果的です
-  早めのライト・オンで自分の存在を知らせましょう

歩行者は反射材を身につけましょう



薄暗くなる夕暮れ時は、視認性が低下し、人や車の動きが見えにくくなる上、下校、買い物等により人や車の交通量が増える時間帯と重なることから、交通事故が多発する傾向にあります。「ライト・オン運動」は、運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、早めにライトを点灯することを推進するものです。



気づかせることで
危険回避の心をよびます

ライトオン

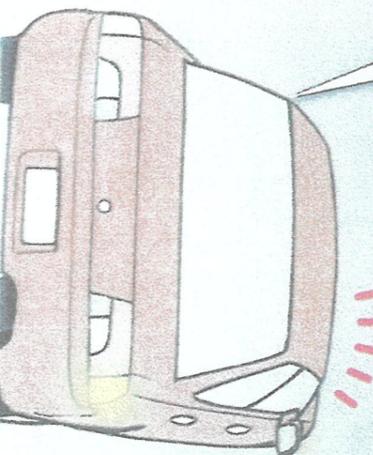
高齢者

視力や脚力が衰えがちな高齢者に無理な横断を思いとどまらせることができます。



他車

こちらの接近がはっきり分かるため、他の車の警戒心を高め、注意喚起につながります。



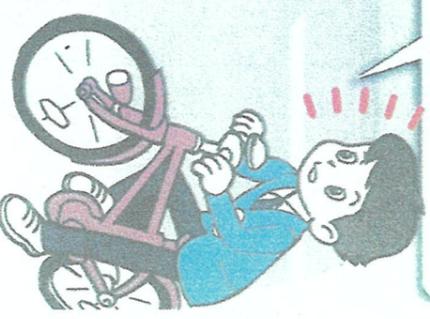
子供

放課後や帰宅途中の子供にとび出し注意をアピールすることができます。



自転車利用者

車の存在に早く気づいてもらうことで、無理な横断や不用意な進路変更を思いとどまらせます。



愛知県交通安全協会

雨天や視界不良時は昼間でも点灯し、安全運転に心がけましょう。

安全帯の新ルールの確認

現場
責任者

フルハーネス型
墜落制止用器具

新胴ベルト安全帯
(ショックアブソーバー付)

安全衛生協議会

労働安全衛生法の改正。ルールを確認してください

① 法律のルール

- ① 安全帯がフルハーネス型 墜落制止用器具に改正
平成31年2月1日施行 猶予期間 令和3年12月31日
- ② 建設業(全29業種)は高さ5m以上の作業はフルハーネス型を使用
※ 対象業種別の例 鉄骨建方、足場組立解体、屋根屋上作業、外壁作業、保守点検等
- ③ フルハーネス型を使用する作業者は新たに安全特別教育(6時間)を受講する(安全衛生規則第36条、第41号)
- ④ 5m以下の作業は新規格のショックアブソーバー付胴ベルト安全帯の使用が可
※ 1.8m~の作業は巻取り式ストッパー付ランヤードが有効

② ビジネスのルール

- ① 取引先のルール(方針、基準)を確認する
※ 造船業、自動車メーカー、鉄鋼業、金属メーカー、機械メーカー
※ 大手建設会社、一般建設業、住宅建設業、工務店、リフォームメーカー

③ 経営者のルール(中小事業主、社員、パート、アルバイト 外注業者を使用する責任者)

- ① 社員、作業者の墜落、転落事故を予防する措置をする義務と責任
- ② 社員の安全教育、現場の安全管理の監督、指導を行う
(安全衛生規則第130条の5)

④ 自営業者のルール(一人親方、常用請負業者、日雇い労働者、アルバイト等)

- ① 3大ルールを確認して自分を守る自己責任者

健康が第一。安全が第一。ご安全に

現場指導者用

(株) 安全サービスセンター
所長 辻 宏夫
〒490-1402
愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL 0567-52-3755
FAX 0567-52-3757

墜落。転落事故の悲劇をなくそう

建設。建築業の危険度!! ついらく、てんらく災害
死亡事故の4人にひとりが墜落。転落の現状

● 事故報告

- ・ 68才 中小企業主 高さ3mの梁から墜落、死亡(安全帯未使用)
- ・ 48才 一人親方 高さ8mの屋根から墜落、左半身後遺症(ハーネス着用、未使用)
- ・ 45才 鉄工所社長 高さ2.7mの脚立から転落、脳と脊髄に損傷
※ 事故から12年間 病院で寝たきり治療中(現在57才)

● ついらく体験者 1,180人のアンケート(T社 大手建設会社 安全環境部)

※ 全国の建設現場作業者10,000人の調査結果
ついらく経験者1,180人の体験報告

● 助かった原因

- ① 409人 何かにぶらさがって助かった。
- ② 371人 安全ネットに落ちて助かった。
- ③ 174人 安全帯を使っていて助かった。
- ④ 226人 下まで落ちてケガした。

工事現場の

設備の安全は 元請会社の責任
監督、指導は 現場管理の仕事

事故の予防は

事業主と作業者の責任



ご安全に

安全衛生協議会

(株) 安全サービスセンター
所長 辻 宏夫
〒490-1402
愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL 0567-52-3755
FAX 0567-52-3757

安心. 安全はすべての作業に優先する

ビジネスのルール 競争と協力	人間のルール 建前と本音	法律のルール 基準と運用
<ul style="list-style-type: none"> 利益. 社会貢献 第一 品質. スピード 第二 信頼. 報告. 連絡. 相談 安全. 人命尊重 取引先の欲求を満たす ニーズ = 要求 シーズ = 要望 ウオッツ = 願望 ※相手のレベル 	<ul style="list-style-type: none"> 約束を守る 自分を守る = 家族を守る 他人を守る = ルールを守る 会社を守る = 法律を守る 基礎知識 = 学力. 知識力 専門知識 = 経験. 専門性 応用能力 = 経験. 創造力 ※ 礼儀 	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法 昭和22年 労働安全衛生法 昭和47年 ※第1条～第123条 労働安全衛生規則 昭和47年 ※第1条～第678条 安. 衛. 法 第3条 (要約) 事業主の責任. 労働者の安全と健康を守る 国の安全計画協力する。外注業者への安全配慮義務 安. 衛. 法 第4条 (要約) 労働者の義務. 事業主の防災防止の措置に協力する。 安. 衛. 法 第59条. 60条 (要約) 雇入時の安全特別教育の義務 職長教育. 監督者安全衛生教育の義務 安. 衛. 法 第28条の2 平成18年 事業者の行うべき調査. 作業の危険性. 有害性の調査と 防災予防の措置 (リスクアセスメント)

すべての注文者の責任。元請から～5次下請...

① 注文者(社)の講ずべき措置義務

労働安全衛生法 第31条 119条」

注文者(社)は 仕事を行う請負人(外注工事業務)の労働者の災害を防止する為、必要な措置を講じなければならない。

労働安全衛生法 労働安全衛生規則

労働者の就労にあたって
労働安全衛生法で定める責任

- 雇入時 安全衛生教育
- 職長. 安全衛生責任者教育
- 健康診断. 健康状態
- 法定資格の取得. 確認



安全

ホワイト企業

活動の目的、目標

コソプライアランス

CSR

目的 (P)	人命尊重	法令順守	社会的責任
	安全教育	安全配慮	経営理念

目標

(T) 無事故
無災害をめざす

安全管理組織	年間活動計画
仕組みづくり	信頼性向上
役割. 責任	イメージアップ

信償必罰

方法

(R) 考える人づくり
資源の活用
人. 技術. 設備

自主. 自律基準	行政. 業界への参加
主力取引先ルール	取引先. 地域活動の協力
応用力技術	社員. 家族のライフワーク支援

安全文化

「安全」は下請けでない。安全の下請けはいらない。
安全は自主. 自律. 協力が「会社」の基礎。自社(自己)責任。



Human Potential Movement
安全協会のトランニングから目標達成まで
安全用品・保護具・標識・防火器材の開発
株式会社 辻安全サービスセンター
〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
TEL (0567)52-3755 FAX (0567)52-3757

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

工事開始前の石綿の有無の調査

- 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)
- 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

工事開始前の労働基準監督署への届出

- 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

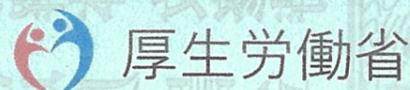
- 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)
- 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破碎等する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和2年10月～)
- 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破碎等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和3年4月～)

写真等による作業の実施状況の記録

- 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務になります(令和3年4月～)

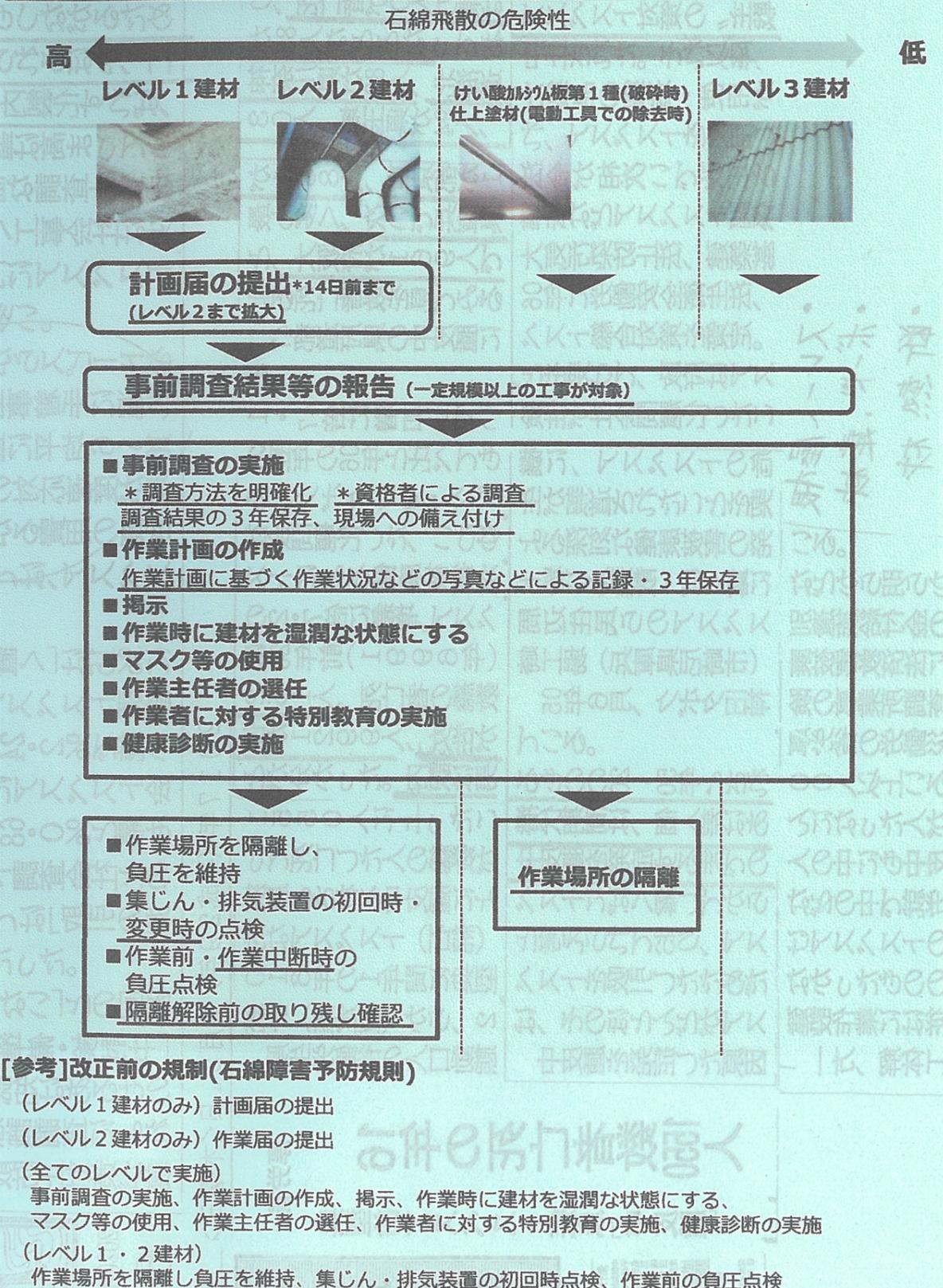


都道府県労働局・労働基準監督署

石綿対策の規制が変わりました

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

*下線部が改正事項



アスベスト報告違反罰金

改正案閣議決定 建物解体・改修時

政府は10日、住宅やビルを解体・改修する際、アスベストの有無を調査し、都道府県に報告するよう工事の元請け業者に義務づける。一方、報告は電子シフトを想定しており、報告を受ける自治体のチェック体制の構築が急務となる。

また、報告後も「ホイヤ」や配管に吹き付けたり、貼の付けたらして空気中にアスベストは、防火・防飛散しやすいアスベスト素材として住宅やビルの屋根・天井に練り込んだり、安全に除去しなければ自治体の改善命令などを経てきた。ただ、アスベストが3月以下の懲役または30万円以下の罰金を科され、中皮腫や肺がんを引き起こすため、2006年に新規使用が禁止された。

改正法では、建物を解体・改修する際、元請け業者が建物を調査し、アスベストの有無を都道府県に報告する。報告対象の建物は一定の広さなどの基準を設けて今後決まり、報告を怠った業者には30万円以下の罰金を科せられる。

元請責任

80㎡以上

2020年(令和2年)6月5日 金曜日

解体工事会社の6割 アスベスト対策進まず

クラッソーネが調査

住宅工事の見積もりサイトを展開するクラッソーネ(本社名古屋市中村区)が、提携する解体工事会社(193社)を対象に実施したアスベストに関する意識調査によると、6割以上の会社で対応が進んでいない実態が明らかになった。調査期間は4月20日から24日、インターネット上で実施した。

調査によると、6割以上の会社で対応が進んでいない実態が明らかになった。調査期間は4月20日から24日、インターネット上で実施した。

調査を含む飛散防止対策が義務となる。意識調査によれば法改正の認知はあるものの、「対策を準備・検討中」が何もないという回答が6割以上だった。

対策としては「取引のあるアスベスト調査会社との関係強化」が88.0%と最も多く、「新規にアスベスト会社と提携」が24.2%で続いた。一方アスベスト調査士を社内配置するは15%に留まった。

調査によると、アスベストによる健康被害が深刻な健康被害の発生の報告されたことを契機に、アスベストの危険性が社会問題化した。1.47倍に増加している。47都道府県の中皮腫による死亡者数を見ても、大阪府が169人で最も多く、次いで兵庫県が138人、東京都が30人、埼玉県が94人、神奈川県が88人、北海道が86人などとなっている。1県もない。

2020年(令和2年)6月5日

中部経済新聞

2020年(令和2年)6月5日

発行所 建通新聞社
〒461-0001 愛知県名古屋市中区栄1-1-1
電話 052-232-2811
FAX 052-232-2811
〒461-0001 愛知県名古屋市中区栄1-1-1
電話 052-232-2811
FAX 052-232-2811
〒461-0001 愛知県名古屋市中区栄1-1-1
電話 052-232-2811
FAX 052-232-2811

厚労省 16年の死亡者数150人

典型的アスベスト疾患「中皮腫」

厚生労働省の人口動態統計(確定値)から、16年の1年間に典型的なアスベスト(石綿)疾患とされる中皮腫による死亡者数は150人(男性129人、女性21人)と報告された。これは20年前(1998年)の2.7倍に急増した。アスベストによる健康被害が深刻な健康被害の発生の報告されたことを契機に、アスベストの危険性が社会問題化した。1.47倍に増加している。

1.47倍に増加している。47都道府県の中皮腫による死亡者数を見ても、大阪府が169人で最も多く、次いで兵庫県が138人、東京都が30人、埼玉県が94人、神奈川県が88人、北海道が86人などとなっている。1県もない。

調査によると、アスベストによる健康被害が深刻な健康被害の発生の報告されたことを契機に、アスベストの危険性が社会問題化した。1.47倍に増加している。

- ・断熱材
- ・保溫材
- ・ボード
- ・屋根材
- ・パッキン

アスベスト対策の「主戦場」は、アスベスト含有建材を使用した製品の製造・使用が中止された。それ以降、アスベストを使用した建材を使用した可能性のある建築物・工作物の解体(除却)などについて

1 なぜ、今問題になって

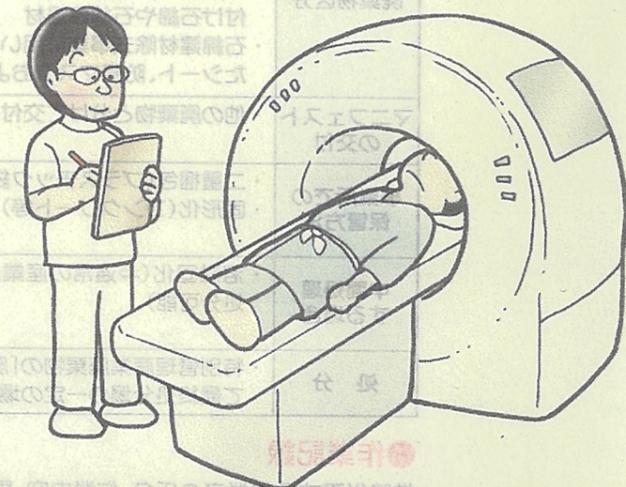
ズバリ! この石綿を吸い込むことで、肺がんや中皮腫等の健康障害をおこす不安がでてきます。

- 発症するまでの潜伏期間が長い(10年~30年後)
- 通常の健康診断では発見しにくい(自覚症状がない)
- 長期間潜伏し、その症状が発見されたときは、現在の医療では治療方法がない



■ 特殊健康診断の実施(石綿健康診断)

- 事業者(雇入れ経営者)は従業員にたいして、特殊健康診断を受けさせる義務があります
 - 雇入れた時、また他の作業から配置換え時、及びその後6ヶ月以内毎に1回
 - 現在従事している人に対して6月以内ごとに1回
- それぞれ定期的に特殊健康診断を行わなければならない。
(石綿障害予防規則第40条)



2 アスベストの特性 障害

アスベスト(石綿)とは天然の鉱物で、絹糸のように白い繊維状になっています。

- 熱に強く、燃えない、しかも価格が安い
- 引っ張り強度が大きい(丈夫)うえに耐久性がある
- 繊維状なので、布のように加工しやすい

この特性から夢の材料として重宝がられ、昭和30年頃より

- 建築資材
- 自動車
- 電気製品
- 化学プラント工場

等で使用されてきました。



石綿肺がん

石綿肺

吸い込んだアスベストが気管支や肺に刺さり、炎症を起こし、肺が硬くなり肺機能が低下します。初期はせき、タンが見られ、ひどくなると線維化して、空気が入ることも出ることも難しくなり、呼吸困難になる

肺がん

たばこなどの発ガン物質と一緒に吸い込むことで発生すると考えられる。アスベストの吸引歴が長い人(10年以上)は、通常の人に比べ約13倍も死亡率が高く、潜伏期間が長い。(15年~40年経過してから発症することが特徴)

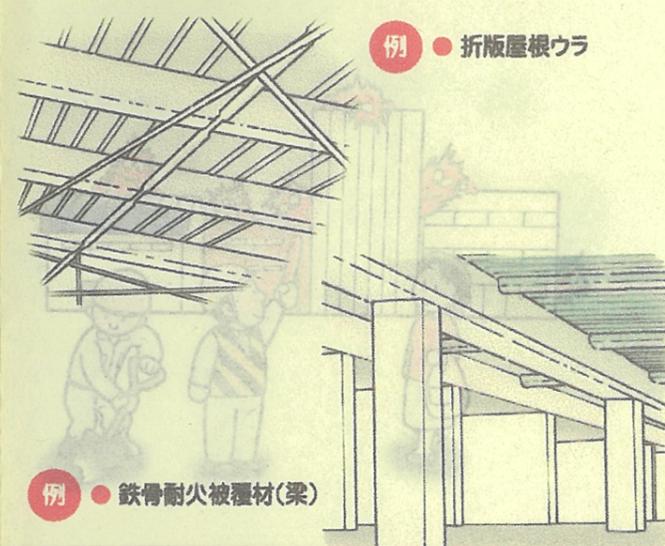
3 アスベストはどこにある?



どなたどこに、どんなものに使われているのかというと、断熱、耐熱、耐腐食性、絶縁を目的とする場所に使用されています。

たとえば

ビルの機械室、ボイラー室の天井、梁、壁、床
体育館、講堂、工場、学校等の天井、壁、屋根
鉄骨造の梁、柱、煙突

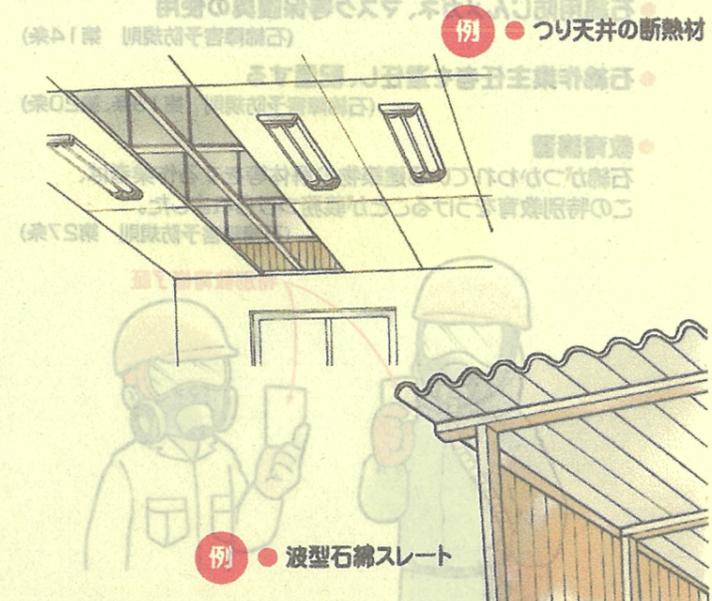


例 ● 折版屋根ウラ

例 ● 鉄骨耐火被覆材(梁)

- 吹きつけアスベスト… つり天井の繊維破砕性吹きつけ断熱材
- 石綿含有建材… 波型石綿スレート屋根材

老朽化で壁がくずれたり、天井がむき出しでアスベストが垂れ下がったりすると、飛散する危険性が出てきます。



例 ● つり天井の断熱材

例 ● 波型石綿スレート

4 アスベストによる健康

■ アスベストの有害性

悪性中皮種

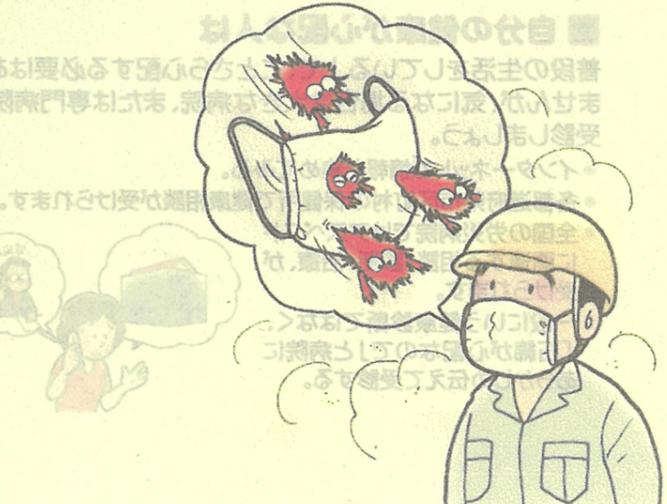
肺、心臓を覆っている膜(胸膜、心膜、腹膜)にできる腫瘍。肺がんと同様に潜伏期間が長い(20年~50年後に発症)。初期症状はなくある日突然呼吸困難等を発症することもある

中皮腫

胸膜
心膜
腹膜

石綿一本は1mmの10万分の1~1万分の1の大きさなので、目には見えません。空中を浮遊して、呼吸とともに人体にはいりこむと、やっかいなことに、溶解、分解、変質などはせず蓄積しやすい特徴があります。しかもタオル、かぜ予防用マスクなどではとても進入を防げません。

1995年にその危険性が指摘され、アスベスト製品の製造・使用は中止。それ以降は新たな建築資材として使われていません。



5 対策 解体工事等の工事業者 いるのか

(予防方法—現段階では吸い込み防止だけ)
 ● 作業者の健康被害を予防することを目的として新たな法律が定められました。(平成17年7月1日厚生労働省令第21号)

- 主なポイント**
- 作業計画を立て、あらかじめ作業届けを提出 (石綿障害予防規則 第4条、第5条)
 - 石綿用防じんメガネ、マスク等保護具の使用 (石綿障害予防規則 第14条)
 - 石綿作業主任者を選任し、配置する (石綿障害予防規則 第19条、第20条)
 - 教育講習
 石綿がつかわれている建築物の解体等をする作業者は、この特別教育を受けることが義務づけられました。(石綿障害予防規則 第27条)

しかも昭和30年以降建設された建物が、建てかえのピークに達し、その解体時に飛散する危険があるからです。
 工事業者、その同僚、作業者の家族がアスベストを吸いこむ恐れがあります。
 見えない繊維に不安は高まる一方です。
 アスベスト問題については、今後も国のさらなる多方面での対策が必要とされています。



アスベスト廃棄物の処理

処分	飛散性アスベスト廃棄物	非飛散性アスベスト廃棄物
廃棄物区分	特別管理廃棄物 (廃石綿等) ・石綿建材除去事業により除去された吹付け石綿や石綿保温材 ・石綿建材除去事業に用いられ廃棄されたシート、防塵マスクおよび作業衣等	通常の産業廃棄物 ※がれき類(廃棄物処理法上) ・アスベスト成形板が解体工事等により撤去されたもの
マニフェストの交付	・他の廃棄物と分けて交付	・他の廃棄物と分けて交付し、「非飛散性アスベスト」である旨を記載
事業所での保管方法	・二重梱包(プラスチック袋) ・固化(コンクリート等)	・保管場所に囲いを設け非飛散性廃棄物の保管場所であることを表示し他の廃棄物と分別して保管
中間処理する場合	・熔融固化(⇒通常の産業廃棄物として処分可能)	・形状等が最終処分場の受入基準に適合しない場合は中間処理(破碎等)を経て埋立処分を行う
処分	・特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として最終処分場の一定の場所に埋立処分	・最終処分場に一定の場所を定めて埋め立てる

● 作業記録
 常時従事する作業者の氏名、作業内容、異常の有無及び措置の概況等 → 40年間保存

6 対策 その他の人

■ 私の家は大丈夫?
 戸建て住宅、マンションなどには、アスベストが含まれている建材として屋根、壁、外壁、天井等様々な箇所に使われているかもしれません。
傷がついていない、固化(製品)されている場合は、飛散の心配はありません。
 しかし解体時には**飛散**の危険が。ご用心!

■ 自分の健康が心配な人は
 普段の生活をしている上で、ことさら心配する必要はありませんが、気になる場合は大きな病院、または専門病院で受診しましょう。
 ● インターネットで情報を集めてみる。
 ● 各都道府県市区町村の保健所で健康相談が受けられます。
 ● 全国の労災病院ではアスベストに関連する相談、診断、治療、が受けられます。
 ● 一般にいう健康診断ではなく、「石綿が心配なので」と病院にあらかじめ伝えて受診する。



石綿取扱作業教育 アスベスト(石綿)入門



石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程

平成 17.3.31 厚生労働省告示第 132 号
 改正 平成 18.2.16 厚生労働省告示第 60 号
 平成 21.2.5 厚生労働省告示第 23 号

石綿取扱作業教育
 石綿障害予防規則第27条第1項の規定による特別の教育は、学科教育により、次の表に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の範囲について同表の時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
石綿の有害性	石綿の性状 石綿による疾病の病理及び症状 喫煙の影響	0.5時間
石綿等の使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途 事前調査の方法	1時間
石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	建築物、工作物又は船舶(鋼製の船舶に限る。)の解体等の作業の方法 湿潤化の方法 作業場所の隔離の方法 その他石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1時間
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	1時間
その他石綿等のばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)及び石綿障害予防規則中の関係条項 石綿等による健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1時間

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質（第2類物質）になりました

（令和2年4月22日公布・告示 / 令和3年4月1日施行）

令和2年6月 愛知労働局労働基準部健康課

健康が第一 ご安全に

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったため、**特定化学物質（第2類物質）**に加えられる等の改正が行われました。

- * 労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則、作業環境評価基準、作業環境測定基準について所要の改正が行われています。
- * 従来「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていたもののカッコ書きがなくなり、「マンガン及びその化合物」として規制されることとなります。

1 共通事項（溶接ヒューム・塩基性酸化マンガン）

改正により、次の事項が新たに必要になります。「溶接ヒューム」については、下記「2」の事項も必要となりますので留意してください。

作業主任者の選任（安衛法第14条）…… 令和4年3月31日まで経過措置あり

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」を製造し又は取り扱う作業（屋外作業、屋内作業を問いません）が新たに対象に加わります。

- 上記作業については、「**特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習**」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要となります。

作業環境測定の実施（安衛法第65条）

- 「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う**屋内作業場**が新たに対象に加わり、6カ月以内ごとに一回、定期的に作業環境測定を行う等の措置が必要となります。
- 「**溶接ヒューム**」に係る作業を行う**屋内作業場は適用除外**されます。（ただし、下記「2」の「**空気中の溶接ヒューム濃度の測定等**」に留意してください。）

特殊健康診断の実施（安衛法第66条第2項）

- 「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う業務（屋外作業、屋内作業を問いません）が、新たに対象に加わります。
- 上記業務に従事する労働者に、**雇入れ又は配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を実施すること等が必要**です。
- 健康診断項目は、「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」とも、従来のマンガン及びその化合物に係る項目と基本的に同じです。
- 金属アーク溶接等作業については、従来、じん肺法に基づく**じん肺健康診断が義務付けられているため、両方の健康診断を実施することが必要**となります。

その他

- 「**溶接ヒューム**」及び「**塩基性酸化マンガン**」を製造し又は取り扱う作業について、新たに以下の規定等が適用されます。
 - 安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（安衛則第35条）
 - ぼろ等の処理（特化則第12条の2）
 - 不浸透性の床（特化則第21条）
 - 関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）
 - 運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）
 - 休憩室の設置（特化則第37条）
 - 洗浄設備の設置（特化則第38条）
 - 喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）
 - 有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

2 溶接ヒュームへのばく露防止関係（特化則第38条の21）

溶接ヒュームへのばく露防止のため「**金属アーク溶接等作業**」について、以下のことが規定されます。

「**金属アーク溶接等作業**」とは
金属を**アーク溶接**する作業
アークを用いて金属を**溶断**し又は**ガウジング**する作業
その他の溶接ヒュームを製造し又は取り扱う作業

- * 作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。
- * 自動溶接を行う場合には、溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、**全体換気装置**による換気が、これと同等以上の措置が必要です。（「同等以上の措置」には、**プッシュプル型換気装置**、**局所排気装置**が含まれます。）

空気中の溶接ヒューム濃度の測定 …… 令和4年3月31日までに測定等を行うことが必要

- 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場については、次の場合にあらかじめ、**労働者の身体に装着する試料採取機器等により空気中の溶接ヒューム濃度を測定**することが必要です。（測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、十分な知識及び経験を有する者により実施されるべきとされます。）
 - 新たな作業方法を採用しようとするとき
 - 作業方法を変更しようとするとき
- 1の測定結果に応じて換気装置の風量の増加等、必要な措置を講じることが必要です。それらの措置を講じたときは、効果の確認のため、1と同様の測定を行うことが必要です。
- 1, 2の測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存することが必要です。

呼吸用保護具の使用 …… 下記2については、令和4年3月31日まで経過措置あり

- 屋内、屋外を問わず**全ての作業場**について
金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、**有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。
- 金属アーク溶接等作業を継続して行う**屋内作業場**について
金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場で、当該作業に労働者を従事させるときは、**空気中の溶接ヒューム濃度の測定結果に応じて有効な呼吸用保護具**を使用させることが必要です。労働者は使用を命じられたときは、呼吸用保護具を使用しなければなりません。また、面体を有する呼吸用保護具については、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認し、その結果を3年間保存することが必要です。

床の掃除等

- 金属アーク溶接等作業に労働者を従事させるときは、次の措置を講じることが必要です。
 - 屋内作業場の床等を、水洗等によって容易に掃除できる構造のものとする。
 - 水洗等粉じんの飛散しない方法によって、毎日1回以上掃除すること。

3 作業環境測定関係等

「**管理濃度**」（作業環境測定結果に基づき管理区分を決定するための指標）及び、「**抑制濃度**」（局所排気装置の具備すべき性能に係る指標）が次のように改められます。

物の種類	管理濃度
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.05mg/m³

（作業環境評価基準別表、「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能」（昭和50年労働省告示第75号）関係）

- 個人サンプリング法による**作業環境測定**の対象に「**マンガン及びその化合物**」が追加されます。
- 特定化学物質の濃度測定の**試料採取方法**が、「**作業環境測定基準第2条第2項の規定による要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集法**」とされます。

(株)辻安全サービスセンター



専任 安全衛生責任者教育(CFT)講師(建 災 防)
 リスクアセスメント講師(建 災 防)
 専任 監修教育(RST)講師(中 災 防)
 産業カウンセラー(労務相談)講師
 保護 興アドバイザー

所長 辻 宏夫

〒490-1402
 愛知県弥富市五斗山 2-8-1
 TEL 0567-52-3755
 FAX 0567-52-3757

(株)辻安全サービスセンター

代表取締役社長 辻 太 朗

〒490-1402 愛知県弥富市五斗山2-8-1
 TEL(0567)52-3755・FAX(0567)52-3757
 携帯電話090-5637-8209 E-mail:t-anzen@abellia.ocn.ne.jp



facebook (会社) facebook.com/tsujianzen
 facebook (個人) facebook.com/taro.tsuji2
 Ameba (ブログ) ameblo.jp/anzenya/
 twitter (ツイッター) twitter.com/tsujianzen

講師資格

RSTトレーナー	大阪 9939
CFTトレーナー	建災防 第800
安全衛生責任者教育	第23-68号
中小企業安全衛生指導員	大阪 195
THP心理相談員	S190-0305
KYK(プロ研)	第96-29
粉じん作業インストラクター	東京 1214
有機溶剤教育インストラクター	大阪 455
ダイオキシン教育インストラクター	23-081
石綿作業教育インストラクター	建災防 第1631
酸欠作業主任者	第608401
特定化学物質主任者	第635422
足場の組立等作業主任者	第163201027
トヨタ粉じん作業教育	第21-014
トヨタ振動工具作業教育	第21-015
フルハーネス型 墜落制止用器具	第00067号

法律名

労働基準法	石綿障害予防規則
労働安全衛生法	機械等検定規則
労働安全衛生法施行令	じん肺法
労働安全衛生規則	じん肺法施工規則
ボイラー及び圧力容器安全規則	労働組合法
クレーン等安全規則	労働者災害補償保険法
ゴンドラ安全規則	刑事訴訟法
有機溶剤中毒予防規則	高圧ガス保安法
鉛中毒予防規則	消防法
四アルキル鉛中毒予防規則	民法
特定化学物質障害予防規則	刑法
高気圧作業安全衛生規則	道路交通法
電離放射線障害防止規則	建築基準法
酸素欠乏症等防止規則	建設業法
事務所衛生基準規則	職業安定法
粉じん障害防止規則	派遣事業の法律

安全サービスセンター